

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>食育基本法 （国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）</p> <p>第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。</p> <p>（市町村食育推進計画）</p> <p>第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。</p> <p>健康増進法 （市町村による生活習慣相談等の実施）</p> <p>第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。</p> <p>（市町村による健康増進事業の実施）</p> <p>第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。</p> <p>茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例 （基本理念）</p> <p>第2条 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策は、市民の自主的な取り組みを促進することを旨として、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、推進されなければならない。</p> <p>（歯及び口腔の健康づくり推進計画）</p> <p>第8条 市長は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定しなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>健康増進法</p> <p>(市町村による生活習慣相談等の実施)</p> <p>第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。</p> <p>(市町村による健康増進事業の実施)</p> <p>第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。</p> <p>茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策は、市民の自主的な取り組みを促進することを旨として、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、推進されなければならない。</p> <p>(歯及び口腔の健康づくり推進計画)</p> <p>第7条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(1) 8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取り組みをいう。)の普及に関すること。</p> <p>(2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの次期における歯及び口腔の状態に応じた歯及び口腔の健康づくり推進に関すること。</p> <p>(略)</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>健康増進法</p> <p>(市町村による生活習慣相談等の実施)</p> <p>第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。</p>
	<p>食育基本法</p> <p>(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)</p> <p>第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>健康増進法 (市町村による生活習慣相談等の実施) 第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。</p> <p>(市町村による健康増進事業の実施) 第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。(市町村による健康増進事業の実施) 第4条の2 第4条の2 法第19条の2の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。 (略) 四 四十歳以上七十四歳以下の者であって高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第二十条の特定健康診査の対象とならない者(特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十年厚生労働省告示第三号)に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。)及び七十五歳以上の者であって同法第五十一条第一号又は第二号に規定する者に対する健康診査 五 特定健康診査非対象者に対する保健指導</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>健康増進法 （市町村による健康増進事業の実施） 第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であつて厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。</p> <p>健康増進法施行規則 （市町村による健康増進事業の実施） 第4条の2 第4条の2 法第19条の2の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。 （略） 四 四十歳以上七十四歳以下の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の特定健康診査の対象とならない者（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第三号）に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。）及び七十五歳以上の者であつて同法第五十一条第一号又は第二号に規定する者に対する健康診査 五 特定健康診査非対象者に対する保健指導 六 がん検診</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律 （高齢者保健事業） 第125条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「高齢者保健事業」という。）を行うように努めなければならない。 （高齢者保健事業の市町村への委託） 第125条の2 後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとする</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>健康増進法</p> <p>(市町村による健康増進事業の実施)</p> <p>第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。</p> <p>茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくり(歯及び歯周組織の健康を保持増進し、並びに口腔機能を維持することをいう。以下同じ。)が全身の健康の保持増進及び生活習慣病等の重症化の防止並びに生活の質の維持向上に資するものであることに鑑み、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市民、市及び歯科医師等の責務並びに教育関係者等及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策は、市民の自主的な取組を促進することを旨として、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、推進されなければならない。</p> <p>(基本的施策)</p> <p>第7条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な事項</p> <p>(略)</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくり(歯及び歯周組織の健康を保持増進し、並びに口腔機能を維持することをいう。以下同じ。)が全身の健康の保持増進及び生活習慣病等の重症化の防止並びに生活の質の維持向上に資するものであることに鑑み、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市民、市及び歯科医師等の責務並びに教育関係者等及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策は、市民の自主的な取組を促進することを旨として、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、推進されなければならない。</p> <p>(基本的施策)</p> <p>第7条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 口腔に発生するがん等の対策に関すること。</p> <p>(略)</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>健康増進法</p> <p>(市町村による健康増進事業の実施)</p> <p>第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であつて厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>食育基本法</p> <p>(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)</p> <p>第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 (高齢者保健事業)</p> <p>第二百五条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「高齢者保健事業」という。）を行うように努めなければならない。</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、医療保険等関連情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、市町村及び保険者との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法第八十二条第五項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業（次条第一項において「国民健康保険保健事業」という。）及び介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業（次条第一項において「地域支援事業」という。）と一体的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(高齢者保健事業の市町村への委託)</p> <p>第125条の2 後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとする。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた市町村に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○予防接種法</p> <p>(市町村長が行う予防接種)</p> <p>第5条 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長(特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(第10条において「保健所を設置する市」という。))にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○予防接種法</p> <p>(市町村長が行う予防接種)</p> <p>第5条 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長(特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(第10条において「保健所を設置する市」という。))にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○予防接種法</p> <p>(健康被害の救済措置)</p> <p>第15条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	